

7. 利益衝突の規制

7-1. 利益衝突と会社法

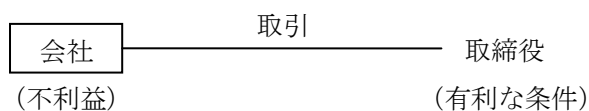
取締役と会社の利益衝突：取締役が自分の利益を優先＝会社の利益が犠牲

会社法＝3つの代表的場面について特別に規制 → それ以外は？

7-2. 利益相反取引

7-2-1. 趣旨と適用範囲

(1)趣旨



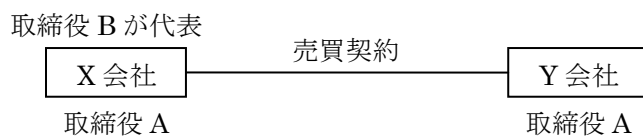
会社 356 I 柱②③・365 の規制

(2)適用範囲

(a)直接取引（会社 356 I ②）：自己または第三者の「ために」

事例 7-a 直接取引 [テキスト Case4-11]

X 会社の取締役 A は、Y 会社の取締役でもある。X 会社を A とは別の取締役 B が代表し、Y 会社との間で売買契約を締結した。

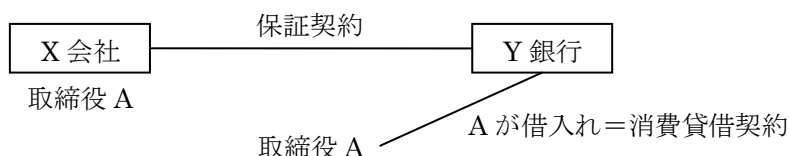


(b)間接取引 (会社 356 I ③)

*最大判昭 43・12・25 民集 22-13-3511 (昭和 56 年改正前は判例)

事例 7-b 間接取引 [テキスト Case4-12]

X 会社の取締役 A は、Y 銀行から金銭を借り入れた。X 会社は、Y 銀行と、A の当該貸金債務を保証する契約を締結した。これについて、X 会社の取締役会の承認を受けていない。



保証契約 [詳細は「金融取引と民法」「債権総論」]

保証 (民 446) = 債務者 (主債務者) が債務 (主債務) を履行しない場合に、他の者 (保証人) が主債務を履行する責任 (保証債務) を負うこと

保証契約 = 債権者と保証人との間の、保証人が保証債務を負う旨の合意

例 : S (借主) が G (貸主) から 1000 万円を借入れ。B (保証人) が G との間で保証契約を締結し、S の返済債務について保証 (ここでは利息は考慮しないことにする)

→ S が 1000 万円を返済しなければ、G が 1000 万円を返済する債務を負う

保証人が保証債務を履行した後の関係

= 保証人は主債務者に求償できる (上記の例では B は S に 1000 万円の支払いを請求できる)

*承認を要しない利益相反取引 [テキスト Column4-27]

7-2-2. その他の規制内容

(1)重要な事実の開示+取締役会の承認 (会社 356 I 柱・365 I)

特別利害関係取締役 (会社 369 II)

重要な事実を開示しなければならない理由——包括承認の可能性

(2)取引後遅滞なく重要事実を取締役会に報告 (会社 365 II)

(3)規定に違反した取引の効力

最大判昭 43・12・25 民集 22-13-3511 : 間接取引の相手方

「取締役と会社との間に直接成立すべき利益相反する取引にあつては、会社は、当該取締役に対して、取締役会の承認を受けなかつたことを理由として、その行為の無効を主張し得ることは、前述のとおり当然であるが、会社以外の第三者と取締役が会社を代表して自己のためにした取引については、取引の安全の見地より、善意の第三者を保護する必要があるから、会社は、その取引について取締役会の承認を受けなかつたことのほか、相手方である第三者が悪意（その旨を知っていること）であることを主張し、立証して始めて、その無効をその相手方である第三者に主張し得るものと解するのが相当である。」

事例 7-c 直接取引（転得者がいるとき）

X 会社は、その取締役 A に対して、会社が保有する土地（時価 10 億円）を、1 億円で売却した。これについて X 会社の取締役会の承認は行われなかつた。A は、その土地をさらに Y に譲渡した。

最判昭 48・12・11 民集 27-11-1529 : 第三者の側からの無効主張

(4)取締役の損害賠償責任 (会社 423 I)

- ①任務懈怠、②会社の損害、③因果関係 (責任を追及する側に証明責任)
- ④帰責事由 (これがないことについて取締役に証明責任) → 損害賠償責任

(a)任務懈怠の推定 (会社 423 III)

- ・直接取引をした取締役、間接取引によって利益を受けた取締役
- ・会社が利益相反取引をすることを決定した取締役
- ・取締役会決議に賛成した取締役

法律上の推定 [詳細は「民事訴訟法」]

法律が「事実 A があれば事実 B があると推定する」と定めること
→ 事実 B についての証明責任を転換する意味がある

ここで問題になっている場合は：

会社 423 III 「第 356 条第 1 項第 2 号又は第 3 号…の取引によって株式会社に損害が生じたときは、次に掲げる取締役…は、その任務を怠ったものと推定する。」

事実 A = 利益相反取引によって会社に損害が生じた

事実 B = 取締役は任務を怠った

会社 423 I の原則では、責任を追及する側が任務懈怠について証明責任を負う

but 会社 423 III

責任を追及する側が利益相反取引によって会社に損害が生じたことを証明

→ 取締役が「任務懈怠がなかった」ことについて証明責任を負うことに

* なお、このような場合を「取締役は、反証はできる」と表現することは不正確

∴ 反証 = 証明責任を負わない側が、相手側 (証明責任を負う側) による証明の程度を引き下げるために行う活動 = 裁判官の心証を真偽不明に持ち込めば成功

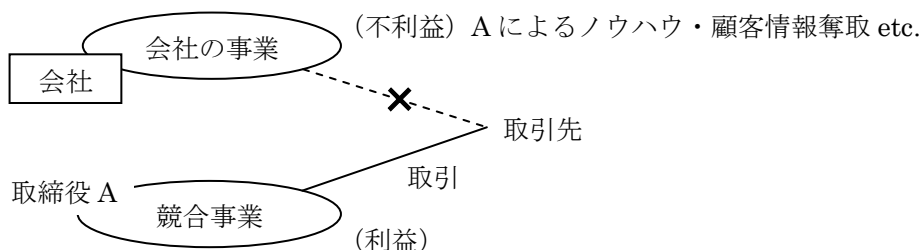
(b)自己のために会社と直接取引をした取締役 (会社 428 I)

* 会社法 423 III ・ 428 の意味 = 学界でも未解決 [テキスト Column4-34]

7-3. 競業取引

7-3-1. 趣旨と適用範囲

(1) 趣旨



会社 356 I 柱①・365 の規制

(2) 適用範囲 (会社 356 I ①)

(a) 会社の事業の部類に属する取引

事例 7-d 競業取引その 1 [テキスト Case4-13 を一部変更]

和菓子の製造・販売を業とする X 会社の取締役 A は、②X 会社の定款には、会社の目的として「茶道具の製造・販売」も記載されているが、そのような事業を X 会社が行う予定はないため、自分でそのような事業を始めた。さらに、③X 会社が、来年には洋菓子の製造・販売に乗り出す予定で、すでにその準備を進めているにも関わらず、A は、自分でそのような事業を始めた。この事業を行うことで、A は、1 億円の利益を得た。

(b) 自己または第三者の「ために」

事例 7-e 競業取引その 2 [テキスト Case4-13 を一部変更]

和菓子の製造・販売を業とする X 会社の取締役 A は、①和菓子の製造・販売を業とする Y 会社の取締役になった。しかし、Y 会社はまだ和菓子の製造・販売を開始していない。④ま

た、A は、和菓子の製造・販売を業とする Z 会社を設立し、その株式を 100% 保有している。しかし、A は Z 会社の取締役にはならなかった。Z 会社は、和菓子を製造し、販売している (B が Z 会社を代表)。

東京地判昭 56・3・26 判時 1015 号 27 頁

(c) 従業員の引き抜き

事例 7-f 従業員の引き抜き

和菓子の製造・販売を業とする X 会社の取締役 A は、取締役在任中に、「一緒に和菓子を作らないか」と、X 会社が雇用する優秀な和菓子職人を勧誘した。A は、取締役を退職し、その後、Y 会社を設立し、和菓子の製造・販売を開始した。A に勧誘された和菓子職人も多数がこれに参加した。優秀な和菓子職人を引き抜かれた X 会社は、おいしい和菓子が作れなくなり、売上が激減した。

東京高判平元・10・26 金判 835-23 など

7-3-2. その他の規制内容

(1) 取締役会の承認等 (会社 356 I 柱・365・369 II)

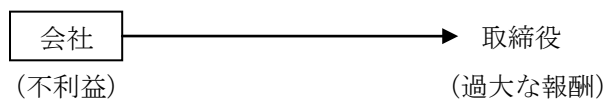
(2) 規定に違反した取引の効力

(3) 取締役の損害賠償責任 (会社 423 I II) —— 損害額の推定 (会社 423 II)

7-4. 取締役の報酬

7-4-1. 趣旨・適用範囲・規制の内容

(1)趣旨



会社 361 の規制

(2)報酬の種類と規制

(a)株主総会決議（会社 361）

「取締役の報酬等」

株主総会で定める事項

①確定額の報酬

②不確定額の報酬

③金銭でない報酬

+②③：理由を説明（会社 361 II）

株主総会決議がない場合 [テキスト 4 章 6 節 3 4(4)]

無効、ただし追認 OK（最判平 17・2・15 判時 1890-143）

取締役からの請求不可（最判平 15・2・21 金法 1681-31）

(b)報酬の種類と決議の要否・方法

事例 7-g 取締役の報酬

①Y 会社の株主総会は、10 人いる取締役の俸給の総額の最高限度額を 1 億円（月額）と決議した。②また、退任する取締役 A に支払う退職慰労金について、「Y 会社が定める支給基準に従って、その具体的な金額・支給期日・支給方法を、取締役会の決定に一任する」旨を決議した。

[1]俸給：**事例 7-g** ①

[2]賞与（ボーナス）

[3]退職慰労金：**事例 7-g** ②

最判昭 39・12・11 民集 18-10-2143

「株式会社の役員に対する退職慰労金は、その在職中における職務執行の対価として支給されるものである限り、[会社 361] にいう報酬に含まれるものと解すべく、これにつき定款にその額の定めがない限り株主総会の決議をもつてこれを定むべきものであり、無条件に取締役会の決定に一任することは許されないこと所論のとおりであるが、被上告会社の前記退職慰労金支給決議は、その金額、支給期日、支給方法を無条件に取締役会の決定に一任した趣旨でなく、前記の如き一定の基準に従うべき趣旨であること前示のとおりである以上、株主総会においてその金額等に関する一定の枠が決定されたものというべきであるから、これをもつて同条の趣旨に反し無効の決議であるということとはできない。」

[4]使用人分給与

7-4-2. ストック・オプション

(1) 意義——新株予約権（会社 2②1）

事例 7-h ストック・オプション

Y 会社の現在の株価は 1 株 500 円である。Y 会社の株主総会は、取締役 A に、次のようなストック・オプションを付与することを決議した。すなわち、このストック・オプションは、Y 会社の株式 5 万株を、1 株あたり 700 円（権利行使価額）で取得することができるというものである。取締役 A はこのストック・オプションを、決議の 3 年後から 10 年後までの間（権利行使期間）に行使することができるものとされた。

→インセンティブ報酬、業績連動型報酬

(2) 付与手続

会社 361 の規制：ストック・オプションの価額の最高限度額＋新株予約権の概要